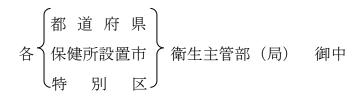
事 務 連 絡 令和2年7月29日



厚 生 労 働 省 健 康 局 結 核 感 染 症 課 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の 処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の周知について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更))において、「政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う」とされたことなどを踏まえ、当省及び経済産業省において、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を作成しましたので、内容について御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとしておりますので、申し添えます。